（森林病害虫等防除法施行規則の一部改正）

第六条　森林病害虫等防除法施行規則（昭和二十五年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第三条関係）

（表面）

第七条　当該官吏又は森林病害虫防除員は、前条第一項の規定による検査の結果、指定種苗等に森林病害虫等の被害を受けつつあり又は受けたことを認めるときは、第三条第一項第二号に掲げる種苗等が